


お知らせ

子育て応援きっぷをご利用ください

 町では、「子育て応援きっぷ」を該当する家庭に発券しています。医者にかかりたい時、少しの間リフレッシュしたい時など、お子さんをお預かりする、ときがわ町オリジナルのサービスです。3月中旬ごろ、利用対象者宛に切符を発送します。切符が届かない等ございましたらお問い合わせください。また、4月1日より「こども誰でも通園制度」が利用開始となります。このほかにも、ファミリーサポートセンター事業や一時保育事業もごございますので、ご利用ください。詳しくは町HPをご覧ください。

対象 町内在住の、生後4か月から就学前までのお子さんを在宅で子育てされている方（保育園・幼稚園等に通っていないお子さんが対象）

予約

(電話)
 たまがわ子育て支援センター(玉川保育園内)
 ☎65-5201

(ネット予約)
 右記二次元コードより申込をお願いいたします。

※令和7年度に使用している二次元コードは、令和8年4月1日より使用できなくなりますので、ご注意ください。



子育て応援きっぷ予約

問 福祉課 ☎65-0813

お知らせ

重度心身障害者の方へ自動車等の燃料費を助成します

町では、障害のある方の通院・通学・通勤等に利用する自家用車に使用した燃料費を助成しています。令和8年度分の受付を3月16日(月)から開始します。

対象者 ・身体障害者手帳1級～3級
 ・療育手帳㊦、A、B
 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級
 ※施設入所中の方及び6か月以上の入院の方は対象外


助成額 1か月あたり1,500円分の助成券を年間12枚まで交付します。(町内の給油所でのみ利用できます)

必要物 申請書(福祉課にあります)、運転者の免許証の写し、障害者手帳の写し、障害のある方の通院等に利用する本人(または同一住所の方)の車(またはバイク)の車検証の写し(電子車検証の場合、自動車検査記録事項)

問 福祉課 ☎65-0813

お知らせ

自転車の違反に交通反則通告制度(青切符)が導入されます

 4月1日(水)から、自転車の交通違反に「交通反則通告制度」(通称：青切符)が導入され、取締り手続が大きく変わります。詳細については上記二次元コードより埼玉県警察ホームページをご覧ください。

問 小川警察署 ☎74-0110

お知らせ

埼玉県の電話相談窓口「子どもスマイルネット」に相談してみませんか？

「子どもスマイルネット」は、こども(原則18歳未満・高校生は対象)に関わる様々な悩みについて、電話で相談を受ける埼玉県の窓口です。保護者の方からの子育て相談も受け付けています。いじめなどこどもの権利に関する悩みには、面接相談(予約制)もあります。

電話 ☎048-822-7007

時間 10時30分～18時(祝日除く)

問 県子ども安全課 ☎048-834-8755

お知らせ

小川地区衛生組合「ごみ焼却場」解体工事について

小川地区衛生組合が管理するごみ処理施設につきまして、施設の老朽化に伴い、令和8年度より「ごみ焼却場」の解体工事を実施します。

予定工事期間

令和8年4月～令和10年3月

工事期間中も粗大ごみなどの自己搬入について受入を継続しますが、解体工事の状況により一時的に受入を停止する期間が生じる可能性があります。受入れ停止が必要となる期間や工事のスケジュールなど、決まり次第小川地区衛生組合のホームページにてお知らせします。

問 小川地区衛生組合 ☎0493-72-0441



お知らせ

ときがわ町過疎地域持続的発展計画を策定しました

— 計画期間終了に伴う新計画の策定 —

令和4年に「ときがわ町過疎地域持続的発展計画」を策定いたしました。令和8年3月31日で計画期間が満了となります。それに伴い、新たなときがわ町過疎地域持続的発展計画を策定しました。

— パブリックコメントを実施 —

計画策定にあたっては、パブリックコメントを令和7年12月8日から令和8年1月7日まで30日間実施し、4名の方から12件のご意見をいただき計画策定の参考としました。

— 計画の概要 —

- ・計画の基本目標は、計画最終年度の合計特殊出生率を1.35、人口を8,683人としています。
- ・計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。
- ・計画の達成状況の評価については、毎年度議会へ報告します。
- ・策定にあたっては、第二次ときがわ町総合振興計画後期基本計画及び公共施設等総合管理計画と整合を図っています。

— 過疎地域に指定 —

- ・令和2年の国勢調査の結果、平成7年から人口減少率が26%となり要件の一つである「減少率23%以上」を満たしたことで「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、町全体が過疎地域として令和4年4月1日に公示されました。

— 計画の閲覧 —

ときがわ町過疎地域持続的発展計画の閲覧を希望される方は政策財政課窓口へ、又は町ホームページ(トップ⇒町情報⇒町の計画⇒過疎地域持続的発展計画について)からダウンロードしてください。

問 政策財政課 ☎65-0404

MUSBELL 広告

うちの子ども結婚できました!

お気軽にご連絡ください

独身のお子様の結婚相談

マルマークCMS取得 ムスベル株式会社

結婚相談所ムスベル川越 ☎0120-138-026

川越市脇田町17-8 アトランタビル3階 ☎通話料無料 営業時間:10時～19時 定休日:第2・第4水曜日

誠心誠意サポートします! 広告

●相続手続 ●成年後見 ●債務整理
 ●遺言 ●会社設立 ●裁判手続

☎0493-71-3031 相談無料

関根康彦司法書士事務所

気軽に相談できる街の法律家 司法書士 関根康彦

受付時間:月～土 9:00～18:00 (祝日は事前予約にて対応可) 駐車場あり

〒355-0328 埼玉県比企郡小川町大塚6 http://www.sekineyasuhikooffice.jp 検索